

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年12月5日（令和6年（行情）諮問第1360号）

答申日：令和8年7月24日（令和8年度（行情）答申第425号）

事件名：航空自衛隊登録報告一覧表の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2（2）に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書26」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年9月6日付け防官文第6836号及び同年10月18日付け同第8853号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1関係

アないしオ （略）

（2）原処分2関係

アないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ （略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を含む27文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年9月6日付け防官文第6836号により、別紙

の２（１）に掲げる文書について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分１）を行った後、同年１０月１８日付け防官文第８８５３号により、本件対象文書について、法５条３号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約５年１か月及び約５年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２ 法５条該当性について

原処分２において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条３号に該当する部分を不開示とした。

３ 審査請求人の主張について

（１）ないし（４）（略）

（５）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分２においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記２のとおり、本件対象文書の一部が同条３号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（６）（略）

（７）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和６年１２月５日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月２０日 審議
- ④ 令和８年７月１７日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法５条３号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているが、諮問

庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は原処分１に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第３の２において、別表の内容に沿う説明をするので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

(１) 別表番号１に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、航空自衛隊の装備品の運用に係る研究に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、航空自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(２) 別表番号２に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、航空自衛隊の特定の機体に係る航空機番号が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、損傷を受けた機体が判明し、特定の機体の状況等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までにそれぞれ約５年１か月及び約５年が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

「航空自衛隊報告管理規則」（昭和38年2月5日 航空自衛隊達第9号）第9条に基づく「登録報告一覧表」のうち航空幕僚監部が作成したもの（対象は平成25年度から現在まで）。

2 原処分で特定された文書

(1) 原処分1で特定された文書

航空自衛隊登録報告一覧表（平成26年度第1四半期号）（監伺第5号（26.4.9）別冊）（1枚目のみ。）

(2) 原処分2で特定された文書（本件対象文書）

文書1 航空自衛隊登録報告一覧表（平成25年度第1四半期号）（監伺第5号（25.4.10）別冊）

文書2 航空自衛隊登録報告一覧表（平成25年度第2四半期号）（監伺第10号（25.7.9）別冊）

文書3 航空自衛隊登録報告一覧表（平成25年度第3四半期号）（監伺第17号（25.10.4）別冊）

文書4 航空自衛隊登録報告一覧表（平成25年度第4四半期号）（監伺第1号（26.1.7）別冊）

文書5 航空自衛隊登録報告一覧表（平成26年度第1四半期号）（監伺第5号（26.4.9）別冊）（1枚目を除く。）

文書6 航空自衛隊登録報告一覧表（平成26年度第2四半期号）（監伺第11号（26.7.11）別冊）

文書7 航空自衛隊登録報告一覧表（平成26年度第3四半期号）（監伺第18号（26.10.6）別冊）

文書8 航空自衛隊登録報告一覧表（平成26年度第4四半期号）（監伺第1号（27.1.8）別冊）

文書9 航空自衛隊登録報告一覧表（平成27年度第1四半期号）（監伺第6号（27.4.1）別冊）

文書10 航空自衛隊登録報告一覧表（平成27年度第2四半期号）（監伺第12号（27.7.2）別冊）

文書11 航空自衛隊登録報告一覧表（平成27年度第3四半期号）（監伺第22号（27.10.9）別冊）

文書12 航空自衛隊登録報告一覧表（平成27年度第4四半期号）（監伺第1号（28.1.15）別冊）

文書13 航空自衛隊登録報告一覧表（平成28年度第1四半期号）（監伺第9号（28.4.12）別冊）

文書14 航空自衛隊登録報告一覧表（平成28年度第2四半期号）

- (監伺第18号(28. 7. 5) 別冊)
- 文書15 航空自衛隊登録報告一覧表(平成28年度第3四半期号)
(監伺第27号(28. 10. 6) 別冊)
- 文書16 航空自衛隊登録報告一覧表(平成28年度第4四半期号)
(監伺第1号(29. 1. 12) 別冊)
- 文書17 航空自衛隊登録報告一覧表(平成29年度第1四半期号)
(監伺第8号(29. 4. 12) 別冊)
- 文書18 航空自衛隊登録報告一覧表(平成29年度第2四半期号)
(監伺第18号(29. 7. 12) 別冊)
- 文書19 航空自衛隊登録報告一覧表(平成29年度第3四半期号)
(監伺第27号(29. 10. 12) 別冊)
- 文書20 航空自衛隊登録報告一覧表(平成29年度第4四半期号)
(監伺第1号(30. 1. 12) 別冊)
- 文書21 航空自衛隊登録報告一覧表(平成30年度第1四半期号)
(監伺第12号(30. 4. 27) 別冊)
- 文書22 航空自衛隊登録報告一覧表(平成30年度第2四半期号)
(監伺第21号(30. 7. 26) 別冊)
- 文書23 航空自衛隊登録報告一覧表(平成30年度第3四半期号)
(監伺第29号(30. 10. 10) 別冊)
- 文書24 航空自衛隊登録報告一覧表(平成30年度第4四半期号)
(監伺第1号(31. 1. 7) 別冊)
- 文書25 航空自衛隊登録報告一覧表(平成31年度第1四半期号)
(監伺第8号(31. 4. 1) 別冊)
- 文書26 航空自衛隊登録報告一覧表(令和元年度第2四半期号) (監伺第8号(令和元年7月1日) 別冊)

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2 0 ないし 文書 2 4	2 3 枚目の一部	自衛隊の行動、運用及び教育・訓練に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 2 5	2 0 枚目の一部	
	文書 2 6	1 9 枚目の一部	
2	文書 2 2	3 1 枚目及び 4 1 枚目のそれぞれ一部	航空機番号から各機体固有の損傷状況が判明し、航空自衛隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 2 3	4 0 枚目の一部	
	文書 2 4	3 1 枚目及び 4 0 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 5	2 8 枚目の一部	
	文書 2 6	2 7 枚目の一部	